

病児保育事業について

平成25年11月25日

1. 病児保育事業の検討に当たって

○検討の趣旨

病児保育事業は、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、子ども・子育て家庭を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施することとされている。

現行の病児・病後児保育事業を基本とし、課題となっている施設の安定的な運営を確保するための方策等について検討を行い、さらなる事業の充実を図ることとする。

<主なご意見>

・当該事業が必要な親も確実にいる一方、親が病気の子どもを見守れる社会環境の整備も必要であり、無制限に量的拡大すべきでないことに留意が必要。

※ 平成25年度厚生労働科学研究費補助金において、「病児・病後児保育の実態把握と質向上に関する研究」に対して補助を行っている。以下の資料においては、当該研究班で実施した病児・病後児保育に関する実態調査の結果（未定稿）及び意見（未定稿）も参考として記載している。

2. 現行制度について

(25年度予算額) 4,841百万円 → (26年度概算要求額) 5,196百万円

	病児対応型・病後児対応型	体調不良児対応型	非施設型(訪問型)
事業内容	地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業 ※平成23年度から実施
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから(病後児の場合は、病気の回復期であり)、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めたおおむね10歳未満の児童	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児
実施主体	市町村(特別区を含む)又は市町村が適切と認めた者	市町村(特別区を含む)又は保育所を経営する者	市町村(特別区を含む)又は市町村が適切と認めた者
実施要件	■ 看護師:利用児童おおむね10人につき1名以上配置 保育士:利用児童おおむね3人につき1名以上配置 ■ 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設等	■ 看護師等を常時2名以上配置(預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度) ■ 保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所等	■ 預かる病児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか1名に対して、1名程度とすること等
交付実績(H24年度)	1,102か所 (病児対応型561か所、病後児対応型541か所) (延べ利用児童数 約49万人)	507か所	1か所
補助率	1/3 [国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3 (国 1/3 指定都市・中核市 2/3)]		

3. 各事業類型の基準について

(1) 病児対応型・病後児対応型

・病児対応型

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

・病後児対応型

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

○人員配置基準

＜現行の基準＞

- ・看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下、「看護師等」という。）を利用児童おおむね10人につき1名以上配置。
- ・保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置。

＜主なご意見＞

- ・病気の子どもを預かる事業であることから、職員配置基準3：1では不十分。現場では2：1で実施している。

＜研究班の調査結果及び意見＞

調査結果：各施設の保育士1人当たり担当児童数の中央値は2.0人。

意見：3歳未満児の利用が全体の6割を占めており、病児対応型においては状態の変化や急変等に対応可能な体制が必要であることから、より手厚い配置をするべきであるが、病児保育に対応できる保育士・看護職員の確保も困難な状況にある。

＜論点＞

保育士配置を手厚くすべきというご意見がある一方で、職員の確保が困難な状況となっており、どう考えるか。急変等への対応などの研修を充実し、質の向上を図ることについて、どう考えるか。

○補助方法

＜主なご意見＞

- ・利用者が必ずしも一定数いるとは限らない過疎地でも、安定して運営できる支援が必要。
- ・隔離室設置などの整備費や家賃についての補助が必要。
- ・補助額の増額が必要。

＜研究班の調査結果及び意見＞

調査結果：稼働率は、病児対応型45%、病後児対応型16%。平均キャンセル率は、ともに25%。

運営収支の中央値は73万円の赤字。1ヶ月あたり給与平均値は、保育士約20万円、看護職員約26万円。

意見：調査結果を踏まえた補助の充実が必要。給与について、専門職として処遇の保障がなされるべき。

＜論点＞

稼働率、キャンセル率、運営収支実態等を踏まえ、運営補助の方法をどのように考えるか。また、改修等について、どう考えるか。

現行制度

○病児対応型

[基本分基準額]

1か所あたり年額 2,400千円

[加算分基準額] (年間延べ利用児童数により補助)

10人以上 50人未満 …… 500千円

50人以上 200人未満 …… 2,500千円

～ (以下、200人刻みで単価を設定)

2,000人以上 …… 21,750千円

○病後児対応型

[基本分基準額]

1か所あたり年額 2,000千円

[加算分基準額] (年間延べ利用児童数により補助)

10人以上 50人未満 …… 400千円

50人以上 200人未満 …… 2,200千円

～ (以下、200人刻みで単価を設定)

2,000人以上 …… 20,100千円

等

○その他

＜主なご意見＞

- ・利用者が選択できるよう、自治体が事業者を複数選定するようにすべき。
- ・新規事業者など担い手の確保策の検討が必要。
- ・市町村間の乗り入れを容易にするような手立てが必要。
- ・病後児保育の利用が低調であり、高コスト。自治体の中で病児保育、病後児保育で相互の利用調整を行い、事業が円滑に実施できるよう調整を行うべき。

＜研究班意見＞

意見①：地域の保育所等との連携により、感染症流行状況等の共有や、職員の巡回等により地域における保育保健の向上への寄与が期待される。また、地域のネットワークづくりが必要。

意見②：病児・病後児の対応のために、保育士、看護師資格に加え、一定の研修が必要。

＜論点＞

論点①：施設の安定的な運営を確保する等の観点から補助方法の改善を検討する際には、例えば、利用のない日には、地域の保育所等へ感染症流行状況や感染症別の予防策等について情報提供したり、他の施設への巡回を行ったりすることなどの機能を付加することについて、どう考えるか。

論点②：医療機関併設ではない施設での利用児童の病状急変時における医師への受診方法について、どう考えるか。

論点③：病児・病後児の対応のため、研修の今後の在り方について、どう考えるか。

(2) 体調不良児対応型

児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応を図る事業及び保育所に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業。

<主なご意見>

- ・他の児童と隔離する等の対応がしっかりできればよいため、病児保育事業の一類型でなくてもよいのではないか。

○人員配置基準

<現行の規定>

- ・看護師等を2名以上配置し、うち1名以上を体調不良児の看護を担当する看護師等とすること。ただし、延長保育2時間以上実施又は夜間保育所等である場合には、看護師等1名以上の配置で事業実施が可能。
- ・預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度とすること。

○補助方法

<現行の規定>

1か所あたり年額……4,310千円

○その他

<論点>

実施施設（現行は保育所のみ）について、医務室が設けられている場合の認定こども園、事業所内保育での実施について、どう考えるか。

※保育所における看護師配置について、施設型給付等との関係の整理が必要。

(3) 訪問型

児童が「回復期に至らない場合」又は、「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童の自宅において一時的に保育する事業。

○人員配置基準

＜現行の規定＞

- ・病児（病後児）の看護を担当する一定の研修を修了した看護師等、保育士、研修により市町村長が認めた者のいずれか1名以上配置。
- ・預かる児童の人数は、上記職員1名に対して1名程度。

＜主なご意見＞

- ・担い手に高い専門性が必要であり、資格要件をよく考えるべき。

＜論点＞

病児・病後児の対応のため、研修の今後の在り方について、どう考えるか。（再掲）

○補助方法

＜現行の規定＞

1か所あたり年額……6,711千円

【参考】 研究班の調査結果（概要）について

(1) 調査の実施

平成25年度厚生労働科学研究費補助金において、「病児・病後児保育の実態把握と質向上に関する研究」に対して補助を行っており、当該研究班において病児・病後児保育に関する実態調査を実施した。

(2) 調査の対象及び回収状況

<調査対象>

平成24年度病児・病後児保育事業補助金交付施設等

	発送数	回収数	無効数	有効回答率
箇所数	1,147	738	7	64%

(3) 調査方法及び調査期間

<調査方法>

上記調査対象施設に調査票を郵送し、同封の返信用封筒により研究班事務局に返送。

<調査期間>

調査票発送日：平成25年7月1日 返信期限：平成25年7月26日

(4) 調査項目

A. 基本情報

施設類型
事業開始年
対象児童
設備状況
料金
開所日時
予約 等

B. 平成24年度実績

延べ利用人数
キャンセル数
年齢別利用状況 等

C. 職員状況

職員 配置
業務内容 等

D. 平成24年度運営状況

運営経費
初期経費

E. その他

研修
地域連携
課題 等

計 5区分 37問

(5) 調査結果 (未定稿) の概要

○施設類型の内訳

	全体数		病児対応型		病後児対応型	
	箇所数	割合 (%)	箇所数	割合 (%)	箇所数	割合 (%)
合計	717	(100.0)	362	(100.0)	355	(100.0)
診療所併設型	200	(27.9)	172	(47.5)	28	(7.9)
病院併設型	160	(22.3)	132	(36.5)	28	(7.9)
保育所併設型	283	(39.5)	33	(9.1)	250	(70.4)
単独型	37	(5.2)	15	(4.1)	22	(6.2)
その他	37	(5.2)	10	(2.8)	27	(7.6)

※割合は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

○平成24年度における利用状況 (中央値)

	全体	病児対応型	病後児対応型
年間延べ利用児童数	268人	577人	90人

○1施設当たりのキャンセル率 (平均値)

	全体	病児対応型	病後児対応型
キャンセル率	24.9%	25.2%	24.6%

※1施設当たりのキャンセル率＝年間延べキャンセル数／(年間延べ利用児童数＋年間延べキャンセル数)

○平成24年度における年齢別延べ利用児童数

	全体	病児対応型	病後児対応型
0歳	26,740人	19,311人	7,429人
1歳	86,789人	69,393人	17,396人
2歳	48,108人	38,757人	9,351人
3歳	33,616人	27,073人	6,543人
4歳	27,445人	22,339人	5,106人
5歳以上	43,141人	37,057人	6,084人
合計	265,839人	213,930人	51,909人

○1施設当たりの稼働率 (平均値)

	全体	病児対応型	病後児対応型
稼働率	30.5%	45.0%	16.0%

※1施設当たりの稼働率＝年間延べ利用児童数／(施設定員×年間開所日数)

○職員1名当たりの担当児童数 (中央値)

	全体	病児対応型	病後児対応型
保育士	2.0人	2.0人	2.0人
看護師等	3.0人	3.0人	2.0人

○常勤換算人員1人当たりの給与月額及び勤続年数 (平均値)

	保育士	看護師等
給与額	20.4万円	26.3万円
勤続年数	4.9年	5.5年

※平均給与＝給与総額／常勤換算人員

○平成24年度における運営収支状況 (中央値)

	全体	病児対応型	病後児対応型
収支	△73.4万円	△47.2万円	△87.5万円

○事業実施における課題

課題	回答数	割合	課題	回答数	割合
当日の利用キャンセル	288	40.2%	看護師の確保	114	15.9%
利用児童数の日々の変動	360	50.2%	収支の問題	248	34.6%
ニーズが多く、利用を断ることが多いこと	87	12.1%	病児等を預かるリスク	145	20.2%
利用が少ないこと	202	28.2%	指導医に対する補助が少ないこと	57	7.9%
保育士の確保	137	19.1%	その他	117	16.3%

※全体数717箇所、複数回答可。

◎子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号)

第59条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

十一 児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業

◎児童福祉法 (昭和22年法律第164号)

第6条の3

- ⑬ この法律で、病児保育事業とは、保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であつて、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所その他厚生労働省令で定める施設において、保育を行う事業をいう。